

戸沢村有害鳥獣被害防止放任果樹等伐採事業補助金要綱をここに公布する

令和5年12月 日

戸沢村長

戸沢村訓令第36号

### 戸沢村有害鳥獣被害防止放任果樹等伐採事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、有害鳥獣から農地等を守るため、放置された果樹等が有害鳥獣の餌とならないようその樹木を伐採するものに対し、戸沢村有害鳥獣被害防止放任果樹等伐採事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付について戸沢村戸沢村補助金に係る予算の執行の適正化に関する規則（昭和43年7月規則第10号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱について、次に掲げる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 放任果樹等 収穫する予定がない柿や栗等の果樹をいう。
- (2) 伐採 樹木を根元から伐る作業をいう。除根及び処分は含まない。

(交付の対象)

第3条 補助金の対象は、所有者承諾書（様式第1号）により承諾を受けた放任果樹等の樹木とする。

2 補助金の交付対象者は、放任果樹等の所有者もしくは放任果樹のある地区会長とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は委託先に支払う費用のうち放任果樹等の伐採に要する経費を対象とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費（消費税を除く）の2分の1以内とし、5万円を限度とする。

なお、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第5条に定める補助金交付申請書に次に掲げるものを添えて村長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 見積書の写し

(3) 位置図

(4) 所有者承諾書

(5) 前各号に掲げるもののほか村長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 村長は、前条申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、戸沢村鳥獣被害防止放任果樹等伐採事業補助金交付決定通知書(様式第3号)を申請者に通知するものとする。

2 村長は、前条の規定による通知に際し、必要な条件を付することができる。

(変更の承認)

第8条 前条の規定による通知を受けた交付対象者は、第7条の規定による申請を行った内容等の変更をしようとするとき又は当該放任果樹伐採を中止、もしくは廃止しようとするときは、戸沢村鳥獣被害防止放任果樹等伐採事業変更承認申請書(様式第4号)を提出し、あらかじめ村長の承認を受けなければならない。ただし軽微な変更については、この限りではない。

(実績報告)

第9条 交付対象者が放任果樹の伐採が完了したときは、規則第14条に規定する実績報告書(以下「実績報告書」という。)に次の各号に掲げる書類を添えて、事業を終了した日から起算して60日以内までに村長に提出しなければならない。

(1) 補助金による事業成績書

(2) 補助事業に要した費用の内訳を示す請求書の写し

(2) 補助事業に要した費用の支出を証する領収書の写し

(3) 位置図

(4) 事業完了後の写真

(5) その他村長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第10条 村長は、前条の実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、補助額の確定を行い、その旨を戸沢村有害鳥獣被害防止放任果樹等伐採事業補助金確定通知書(様式第5号)により当該交付対象者に通知するものとする。

(請求)

第11条 前条に規定する交付金の額の確定を受けた交付対象者は、補助金交付請求書(様式第6号)を村長に提出するものとする。

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附則

この要綱は、令和5年12月 日 から施行する。